

高齢者福祉施設
管理者 様

新型コロナウイルスワクチン接種について

平素は、本市介護保険制度の運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、4月5日に65歳以上の高齢者に対し、接種券を住民票の所在地に発送いたしました。

4月当初は、本市に供給されるワクチンが1,015人分と極めて限られているため、高齢者向け入所・入居施設の入所者等を対象に接種を開始いたします。

その後、国が示す予定どおりにワクチンが供給されますと、5月中旬以降に、在宅の高齢者等を対象とした医療機関での個別接種や集団接種を実施することができる見込みです。

ご利用者からワクチン接種の相談等がございましたら、予約開始が5月以降の見込みとなることから、接種券を保管し紛失しないようお伝えいただく等ご協力をお願いいたします。

ワクチンの供給が確定し、予約開始日や接種可能数等が決まりましたら、ホームページ

(<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000033732.html>) 等でお知らせさせていただく予定です。

なお、ワクチン接種時のヘルパー同行等に係る介護報酬の算定について、介護保険最新情報 Vol.963 に掲載されていますのでご参照いただき、円滑なワクチン接種にご協力いただきますようお願いいたします。

枚方市 健康福祉部 地域健康福祉室

TEL：072-841-1461

FAX：072-844-0315

MAIL：kourei@city.hirakata.osaka.jp

枚方市から新型コロナワクチン接種のご案内です。
 ワクチンの接種を受けるためには、この接種券と本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）が必要です。くわしくは同封のチラシをご確認ください。
ワクチンの接種費用はすべて無料です。

問い合わせ

枚方市コロナワクチン予約・相談コールセンター
 電話 0570-05-6795 (専用ダイヤル)
 受付時間 9:00~18:00
 (土日祝含む)

ワクチン接種券				診察したが接種できない場合			
券種	2	ワクチン接種	1回目	券種	1	予診のみ	1回目
請求先	大阪府 枚方市		272108	請求先	大阪府 枚方市		272108
券番号				券番号			
氏名				氏名			
券種	2	ワクチン接種	2回目	券種	1	予診のみ	2回目
請求先	大阪府 枚方市		272108	請求先	大阪府 枚方市		272108
券番号				券番号			
氏名				氏名			

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証	
1回目	メーカー/Lot No. (シール貼付け)
接種年月日 2021年 月 日	
接種場所	
2回目	メーカー/Lot No. (シール貼付け)
接種年月日 2021年 月 日	
接種場所	
氏名	
住所	
生年月日	

接種を受ける方へ

- シールは剥がさずに、台紙ごと接種場所へお持ちください。
- 右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。

新型コロナウイルスワクチンの説明書

※本ワクチンの接種は公費対象となり、希望者は無料で接種可能です。

◎接種を希望される人は必ずよく読んでから接種をお受けください。

- 接種対象者 ⇒ 枚方市に住民票のある人
- 接種回数・間隔 ⇒ 3週間又は4週間の間隔で筋肉に2回接種します。(ワクチンにより異なります。予約時にご確認ください。)

※2回とも同じワクチンで接種を受けてください。

- 接種期間⇒ 令和4年2月28日まで(予定)

★他の予防接種を受ける(受けた)場合、新型コロナウイルスワクチンの接種前後13日(2週間)以上あける必要があります。

新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける人は、以下のことに注意して受けてください。

◎新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける前の注意事項

- ①新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるときは、この説明文(裏面もあり)をよく読んでから新型コロナウイルスワクチン接種の予診票にもれなく記入してください。(接種当日は、運転免許証、健康保険証等本人確認できるものを必ずご持参ください。)
- ②予診票に記載する体温は、当日接種場所で測りますが、あらかじめご自宅での検温もお願いします。
- ③新型コロナウイルスワクチンの接種は、健康状態の良好なときに受けてください。
- ④病気で治療中の人、かかりつけ医以外で接種する場合、また、治療中の病気が悪化している場合や、全身状態が悪い場合は、接種の延期も含め、必ず治療中の主治医に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けて良いか事前に確認してください。

◎接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱している人(37.5℃以上)
- ②重い急性疾患にかかっている人
- ③接種するワクチンの成分によって、アナフィラキシー(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む)を起こしたことがある人
- ④その他、かかりつけの医師に新型コロナウイルスワクチンの接種を受けないほうがよいと言われた人

◎接種を受けるに当たり注意が必要な人

- ①心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
※抗凝固療法(血をサラサラにする薬の服用)を受けている人、血小板減少症または凝固障害(血友病など)のある人も要注意者に含む。
- ②過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を起こしたことがある人
- ③過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある人
- ④過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーが起こるおそれのある人

妊娠中、又は妊娠の可能性のある人、授乳されている人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。本剤には、これまでのワクチンでは使用されたことのない添加剤が含まれています。過去に、薬剤で過敏症やアレルギーを起こしたことがある人は、接種前の診察時に必ず医師へ伝えてください。

接種場所	予約日 / 時間			
	月	日	午前・午後	時 分

※この予診票は、新型コロナウイルスワクチン接種の安全性確保を目的としています。接種後、接種歴の記録以外に使用することはありません。

◎接種後の注意

①接種後に、重いアレルギー症状や失神がおこることがあるので、接種後はすぐに帰宅せず、**15分以上は接種を受けた施設で座って様子を見てください。**

※過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を起こしたことがある人や、採血等で気分が悪くなったり、失神等を起こしたことがある人は、30分以上施設内で様子を見てください。

②接種部位を清潔に保ちましょう。

③接種当日の入浴は問題ありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。

④接種後丸1日は、過度な運動を控えましょう。

⑤この新型コロナワクチンの接種後、違う種類の予防接種を受ける場合には、13日(2週間)以上の間隔をあける必要があります。

◎新型コロナワクチン接種の効果(ファイザー社製のワクチンの場合)

新型コロナウイルス感染症の発症を予防します。ワクチンを受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した人が少ないということが分かっています。(発症予防効果は約95%と報告されています。)

※本ワクチンの接種で十分な免疫ができるのは、2回目の接種を受けてから7日程度経って以降とされています。現時点では感染予防効果は明らかになっていません。ワクチン接種にかかわらず、適切な感染防止策(マスク着用、手洗い等)を行う必要があります。

◎副反応について

主な副反応は、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、腫れ、疲労、寒気、発熱、下痢等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。

なお、本ワクチンは、新しい種類のワクチンのため、これまで明らかになっていない症状が出る可能性があります。接種後に気になる症状を認めた場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談しましょう。

【接種後すぐに現れる可能性のある症状について】

アナフィラキシー	<ul style="list-style-type: none">・薬や薬品が体に入ってから、短時間で起こることのあるアレルギー反応です。・じんましんなどの皮膚症状。腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が、急に起こります。血圧低下や意識レベルの低下(呼びかけに反応しない)を伴う場合をアナフィラキシーショックと呼びます。
血管迷走神経反射	<ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種に対する緊張や、強い痛みをきっかけに、立ちくらみがしたり、血の気が引いて時に気を失うことがあります。・誰にでも起こる可能性がある体の反応で、通常横になって休めば自然に回復します。・倒れてけがをしないように、背もたれのある椅子に座って様子を見てください。

◎新型コロナワクチン接種による健康被害救済制度について

新型コロナワクチンの接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合、その健康被害が新型コロナワクチン接種によって引き起こされたものの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種のよるものと認定された場合に予防接種法に基づく給付を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、新型コロナワクチン接種対策室へご相談ください。

新型コロナワクチン接種に関する予約や相談について:新型コロナワクチン予約・相談コールセンター
電話0570-05-6795 FAX072-894-8031

健康被害救済制度について:枚方市 健康福祉部 新型コロナワクチン接種対策室
電話 072-841-1221 FAX072-894-8031

新型コロナウイルスワクチン接種の予診票

※太枠内にご記入またはチェック☑を入れてください。

※左隅に合わせ、点線に沿ってまっすぐに貼り付けてください

(クーポン貼付)

住民票に記載されている住所	都 道 市 区 村 府 県 町 村	
フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏 名	電話 番 号	() -
生年月日 (西暦)	年 月 日 日生 (満 歳)	男・女 診察前の体温 度 分

質問事項	回答欄	医師記入欄
新型コロナウイルスワクチンの接種を初めて受けますか。 (接種を受けたことがある場合 1回目: 月 日、2回目: 月 日)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現時点で住民票のある市町村と、クーポン券に記載されている市町村は同じですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
『新型コロナウイルスワクチンの説明書』を読んで、効果や副反応などについて理解しましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
接種順位の上位となる対象グループに該当しますか。 <input type="checkbox"/> 医療従事者等 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 60~64歳 <input type="checkbox"/> 高齢者施設等の従事者 <input type="checkbox"/> 基礎疾患を有する(病名:)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現在、何らかの病気にかかって、治療(投薬など)を受けていますか。 病 名: <input type="checkbox"/> 心臓病 <input type="checkbox"/> 腎臓病 <input type="checkbox"/> 肝臓病 <input type="checkbox"/> 血液疾患 <input type="checkbox"/> 血が止まりにくい病気 <input type="checkbox"/> 免疫不全 <input type="checkbox"/> その他() 治療内容: <input type="checkbox"/> 血をサラサラにする薬() <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
その病気を診てもらっている医師に今日の予防接種を受けてよいと言われましたか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
最近1ヶ月以内に熱が出たり、病気にかかったりしましたか。 病名()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
今日、体に具合が悪いところがありますか。 症状()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
けいれん(ひきつけ)を起こしたことがありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
薬や食品などで、重いアレルギー症状(アナフィラキシーなど)を起こしたことがありますか。 薬・食品など原因になったもの()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
これまでに予防接種を受けて具合が悪くなったことはありますか。 種類() 症状()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
現在妊娠している可能性(生理が予定より遅れているなど)はありますか。または、授乳中ですか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
2週間以内に予防接種を受けましたか。 種類() 受けた日()	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
今日の予防接種について質問がありますか。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は(<input type="checkbox"/> 可能 ・ <input type="checkbox"/> 見合わせる)	医師署名又は記名押印
	本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。 <input type="checkbox"/> 被接種者は6歳未満である(該当する場合は塗りつぶしてください)	

新型コロナウイルスワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(接種を希望します ・ 接種を希望しません)

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年 月 日 被接種者又は保護者自署

(※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)
(※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署、成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署)

医師記入欄	ワクチン名・ロット番号	接種量	実施場所・医師名・接種年月日	※医療機関等コード・接種年月日は枠内に収まるよう記入してください。
	シール貼付位置	<input type="checkbox"/> . <input type="checkbox"/> ml	実施場所	医療機関等コード
	※枠に合わせてまっすぐに貼り付けてください (注)有効期限が切れていないか確認		医師名	接種年月日 ※記入例) 4月1日→04月01日
				202 年 月 日

新型コロナワクチン 接種のお知らせ

接種費用
無料
(全額公費)



ワクチン接種までの流れ

1 医療機関/集団接種会場を探す

「広報ひらかた」や「枚方市 新型コロナワクチン接種予約システム」で、ワクチン接種を受けることができる医療機関や集団接種会場を探しましょう。(広報ひらかた5月号に掲載予定)

※ 4月当初のワクチン供給量が極めて限られているため、高齢者向けの入所・入居施設での接種を優先的に進めています。その後、順次、医療機関や集団接種会場での予約を開始します。(令和3年5月以降を予定)

※ 少しお待ちいただく可能性はありますが、接種を希望されるすべての方が接種できるように、ワクチンは順次供給されます。安心してお待ちください。

※ 入院中・入所中の方を除き、ワクチン接種は住民票のある市町村(住所地)で受けます。住所地以外でのワクチン接種については、裏面をご覧ください。



2 予約する ※令和3年5月以降、受付開始予定

以下のいずれかの方法でお問い合わせください。

※1回目の予約と同時に、2回目も予約します。(2回目は、1回目の3週間以上後の日程となります)

※予約には、接種券(このお知らせに同封)に記載された「接種券番号」が必要です。

コールセンター
(電話)

0570-056-795

コールセンター
(ファックス)

072-894-8031

9月末まで：9:00～18:00(平日・土日祝日) / 10月以降：9:00～18:00(平日のみ。年末年始除く)

Web予約

「枚方市 新型コロナワクチン接種 予約システム」
<https://vaccines.sciseed.jp/hirakata-city>



24時間いつでも予約できます。操作方法は別紙をご確認ください。

一部医療機関

医療機関に直接ご連絡ください

対象医療機関は広報ひらかた5月号に掲載予定

予約した日時・場所をご記入ください。

1回目			2回目		
日付	月	日	日付	月	日
時間	時	分	時間	時	分
場所			場所		

3 ワクチン接種を受ける

当日の
持ち物

- ・接種券(このお知らせに同封)
- ・記入済の予診票(このお知らせに同封)
- ・本人確認書類
(運転免許証、健康保険証等)



1回目

2回目

接種当日チェック項目

(現在、治療中の病気がある方や、体調のことで接種に不安がある方)
接種について、かかりつけ医と相談しましたか？

予診票を記入しましたか？

体温を測定し、明らかな発熱や体調不良はありませんか？

肩を出しやすい服装ですか？

接種券・記入済の予診票・本人確認書類を持ちましたか？



※ 接種前にご自宅で体温を測定し、明らかな発熱がある場合や体調が悪い場合などは、接種を控え、コールセンターや医療機関にご連絡ください。

※ ワクチンの効果を十分得るために、同じ種類のワクチンを一定の間隔を空けて2回接種する必要があります。1回目の接種を受けた際、次回接種がいつから可能なのかご確認ください。

※ 同封された接種券は、2回目の「接種券」や「予防接種済証」も含めて1枚の台紙になっています。毎回、切りはなさず台紙ごとお持ちください。

◎ 住民票がある場所(住所地)以外での接種について

- ・入院・入所中の医療機関や施設でワクチン接種を受ける方 → 医療機関や施設でご相談ください。
- ・基礎疾患で治療中の医療機関でワクチン接種を受ける方 → 医療機関でご相談ください。
- ・お住まいが住所地と異なる方 → 実際にお住まいの地域でワクチン接種を受けられる場合があります。コロナワクチンナビでご確認いただくか、実際にお住まいの市町村の相談窓口にお問い合わせください。

詳しくは右の **接種総合案内サイト「コロナワクチンナビ」** をご確認ください。

「コロナワクチンナビ」サイトアドレス: <https://v-sys.mhlw.go.jp>



◎ ワクチン接種を受けるにはご本人の同意が必要です

現在、治療中の病気がある方や、体調のことで接種に不安がある方は、かかりつけ医等とご相談の上、ワクチン接種を受けるかどうかお考えください。

新型コロナワクチンの有効性・安全性などの詳しい情報については、首相官邸ワクチン特設ページをご覧ください。

官邸 コロナ ワクチン **検索**

ホームページをご覧になれない場合は、お住まいの市町村等にご相談ください。



お問い合わせ先

枚方市新型コロナワクチン予約・相談コールセンター

電話 0570-056-795(専用ダイヤル) ファックス 072-894-8031

枚方市 新型コロナワクチン接種 予約システム

※画面はイメージです

1. 枚方市 新型コロナワクチン接種 予約システムにアクセス

枚方市 新型コロナワクチン接種 予約システム
<https://vaccines.sciseed.jp/hirakata-city>



枚方市LINE公式アカウントからもアクセスできます



枚方市LINE公式アカウントの友だち追加はこちら



2. ログイン

【接種券番号】

券種	2	ワクチン接種	1	回目
請求先	大阪府 枚方市		272108	
券番号	0123456789			
氏名	枚方 太郎			



【生年月日】

1970年1月1日
生まれの場合
「19700101」

3. 接種者情報を入力

姓(カナ)・名(カナ)・
電話番号は必須入力
です

【メールアドレス】
予約日等のお知らせ
メールが送られます

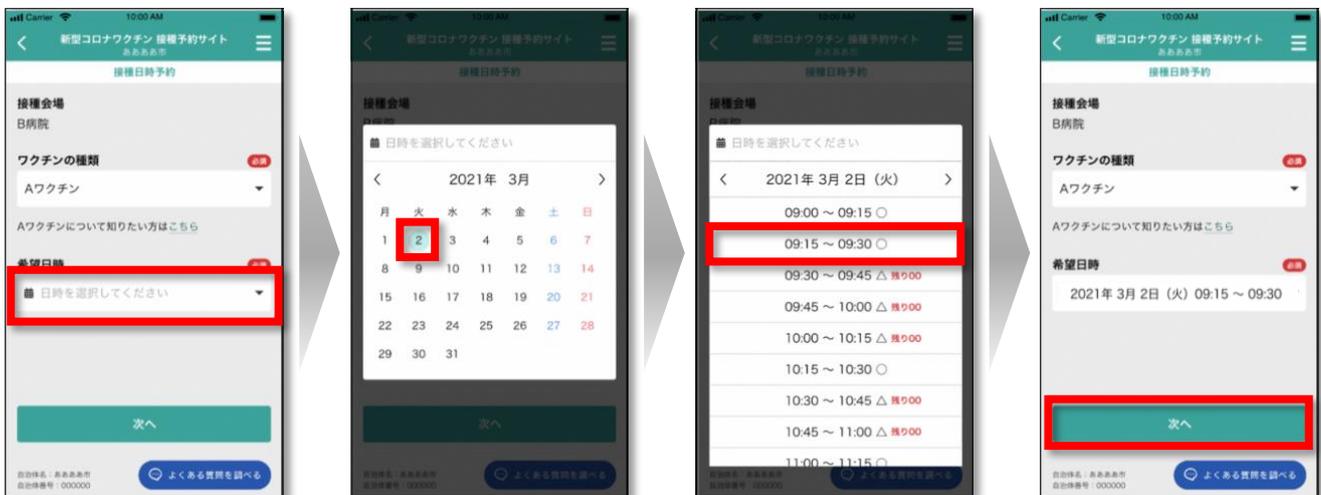


4. 会場を検索し、選択

病院名（会場名）、住所、最寄り駅等で検索します

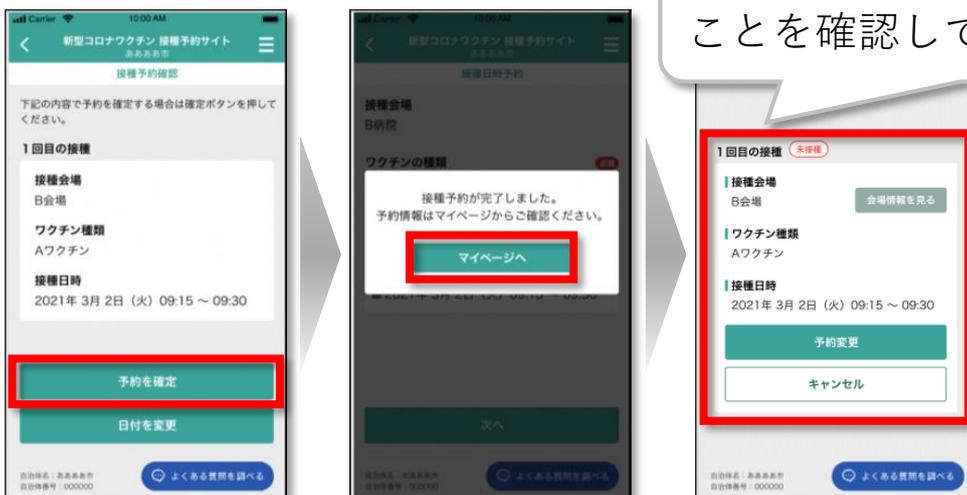


5. 日時を検索し、選択



6. 接種予約完了

必ずマイページで予約できていることを確認してください



※ 4. ~6. を2回繰り返し、**2回分の接種予約**を行います。

※ **予約受付開始は令和3年5月以降**を予定しています。

※ 接種会場（医療機関等）は広報ひらかた5月号に掲載予定です。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第20報）

計8枚（本紙を除く）

Vol.963

令和3年4月5日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・認知症施策地域介護推進課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979、3996)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和3年4月5日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて（第20報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）」を送付いたしますので、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護。以下同じ。）事業所内において新型コロナウイルスワクチン接種を実施する場合、介護報酬等の取扱い等はどのようなになるか。

（答）

通所系サービス事業所内における予防接種等の取扱いについては、「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成30年9月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名通知。以下「保険外サービス通知」という。）において、

- ・保険外サービスであること
- ・また、介護支援専門員が居宅サービス計画において当該保険外サービスに関する情報を記載すること

等としている。

しかしながら、今般の新型コロナウイルスワクチンに関しては、

- ・重症化リスクの高い高齢者に迅速に実施する必要があること
- ・予防接種法上も、疾病のまん延予防上緊急の必要がある臨時接種として位置付けられており、接種の努力義務や市町村長等による勧奨等の公的関与が求められる公益性の高いものであること

など、国として、死亡者や重症者をできる限り抑制し、国民の生命及び健康を守るために、ワクチン接種の実施体制を整えていく必要があり、また、

- ・通所系サービスの事業所内で実施する場合、多くの利用者が接種することが考えられ、当該事業所の職員においても、接種前後の誘導や支援、見守り等多くの業務が発生することが考えられること

から、以下のとおり、特例的に取扱うこととする。

①介護保険サービスとして提供されているものと取り扱うことができる場合

今般の新型コロナワクチンに係る予防接種に伴う事業所における業務は介護保険サービスとして提供されているものとし、予め居宅サービス計画に位置付けられた提供時間内で介護報酬を算定することとして差し支えない。

②必要な経費について、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源とする委託費が支払われている場合（保険外サービスとして提供されているものと取り扱う場合）

通所系サービス事業所が事業所内で新型コロナウイルスワクチン接種を実施するにあたり、必要な経費（※）について、市町村より、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源とする委託費を受領している場合は、従来の取扱いのとおり、当該予防接種に伴う事業所における業務は保険外サービスとして提供されているものとする。（通所系サービスのサービス提供時間の算定に当たっては、通所系サービスの提供時間には保険外サービスの提供時

間を含めず、かつその前後に提供した通所系サービスの提供時間を合算し、1回の通所系サービスの提供として取り扱う。）

この場合、保険外サービス通知に則った対応が必要となるが、特例的に、介護支援専門員が居宅サービス計画において当該保険外サービスに関する情報を記載することは不要とする。

(※) 必要な経費の例は、感染防止対策、会場借り上げ、会場設営・撤去費、会場の運営（誘導員等）等。

(参考) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html#003

なお、上記①②いずれの場合についても、通所系サービス事業所内において接種を実施する場合は、医療法（昭和23年法律第205号）等の関係法規の遵守が必要であること等に引き続き留意すること。

問2 通所系サービス事業所内において新型コロナウイルスワクチンに係る接種を実施する場合、利用者の居宅と通所系サービス事業所との間の送迎に係る費用については、どのように取り扱うべきか。

(答)

問1の①②いずれの場合についても、利用者の自宅と通所系サービス事業所との間の送迎は介護保険サービスとして提供されているものとし、介護報酬を算定することとして差し支えない（利用者の居宅と通所系サービス事業所との送迎を行った場合は送迎減算を適用しないこととして差し支えない）。

問3 通所系サービス事業所内において新型コロナウイルスワクチンに係る接種を実施する場合、接種が実施される日に通所系サービスを利用する予定がない利用者については、どのように取り扱うべきか。

(答)

問1の①の場合については、介護支援専門員が、事前に当該利用者に説明し同意を得た上で、予め居宅サービス計画に予防接種を位置付ければ、当該利用者に係る予防接種に伴う事業所における業務について、介護保険サービスとして提供されているものとして差し支えない。

このため、予防接種に伴う事業所における業務は、所要の提供時間に対応する介護報酬を算定することとして差し支えない。その際、通所介護、地域密着型通所介護及び(介護予防)認知症対応型通所介護についてサービス提供時間が3時間未満となった場合でも、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)の別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の6の注2等による「所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行った場合」に該当するものとして取り扱うこととして差し支えない。通所リハビリテーションについても同様に、サービス提供時間が1時間未満となった場合でも、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)の別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の7の「所要時間1時間以上2時間未満の場合」に該当するものとして取り扱うこととして差し支えない。

また、送迎についても、問2で示しているとおり、利用者の自宅と通所系サービス事業所との間の送迎は介護保険サービスとして提供されているものとし、介護報酬を算定することとして差し支えない(利用者の居宅と通所系サービス事業所との送迎を行った場合は送迎減算を適用しないこととして差し支えない)。

問1の②の場合については、当該利用者に係る予防接種に伴う事業所における業務について、保険外サービスとして提供されているものとする。

なお、この場合、当該利用者の送迎については、接種が実施される日において介護報酬算定が行われないことから、同様に保険外サービスとして提供されているものとする。

また、問1で示しているとおり、保険外サービス通知に則った対応が必要となるが、特例的に、介護支援専門員が居宅サービス計画において当該保険外サービスに関する情報を記載することは不要である。

問4 通所系サービス事業所が、サービス提供中に、その保有する車両を利用して、事業所から新型コロナウイルスワクチンの接種会場まで利用者の送迎を行う場合、介護報酬等の取扱い等はどのようになるか。

(答)

通所系サービス事業所が、サービス提供中に、その保有する車両を利用して、通所系サービス事業所と接種会場間の送迎を行う場合、従来の取扱いのとおり、保険外サービスとして提供されているものとする。この場合、保険外サービス通知に則った対応が必要となるが、特例的に、介護支援専門員が居宅サービス計画において当該保険外サービスに関する情報を記載することは不要である。

一部の職員が当該送迎の業務に従事する際の事業所内の人員配置基準については、今般の新型コロナウイルスワクチン接種の緊急性及び公益性の高さに鑑み、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等に基づき、柔軟に対応して差し支えない。

なお、当該送迎について利用者から対価を得ていない場合（当該送迎について利用者から対価を得ていないが、新型コロナウイルスワクチン接種の実施主体である市町村より送迎の委託を受け、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源とする委託費を受領している場合も含む。）については、道路運送法に基づく許可・登録は不要である。

上記の内容については、国土交通省自動車局と協議済みであることを申し添える。

問5 通所系サービス事業所がその保有する車両を利用して、サービス提供前後の送迎中に、新型コロナウイルスワクチンの接種会場を経由して利用者の送迎を行う場合、介護報酬等の取扱い等はどのようなになるか。

(答)

例えば

- ・利用者の居宅から、接種会場を経由して、通所系サービス事業所への送迎を行う場合
- ・通所系サービス事業所から、接種会場を経由して、利用者の居宅への送迎を行う場合

については、利用者の居宅と通所系サービス事業所間の送迎を行っていることから、その費用について、介護報酬を算定することとして差し支えない（送迎減算を適用しないこととして差し支えない）。

また、この場合について、送迎に時間を要することになり、一時的に事業所内の人員配置基準を満たせない時間帯が生じることも考えられるが、この場合も問4と同様に柔軟に対応して差し支えない。

なお、この場合について、当該会場に立ち寄らない送迎の場合に通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱する場合であっても、道路運送法に基づく許可・登録は不要である。

上記の内容については、国土交通省自動車局と協議済みであることを申し添える。

問6 新型コロナウイルスワクチン接種を医療機関以外の接種会場（例えば、体育館や福祉センター等）で行う場合でも、居宅要介護者が接種会場まで移動する手段として、訪問介護を利用することが可能か。

（答）

<訪問介護>

① 訪問介護事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両を活用する場合

訪問介護の通院等乗降介助が利用可能である。

なお、現行の取扱いのとおり、以下の場合に限り、身体介護が利用可能である。

・接種会場に外出するために乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分から30分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる外出に直接関連する身体介護（移動・移乗介助、身体整容・更衣介助、排泄介助等）を行う場合（要介護4又は5の居宅要介護者の場合）

又は

・接種会場への外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助等）に30分から1時間程度以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合（要介護1から5までの居宅要介護者の場合）

には、身体介護（運転時間を控除した所要時間に応じた介護報酬）を算定できる。

② 公共交通機関を活用する場合

訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助が利用可能である（訪問介護事業所の訪問介護員等が、居宅要介護者に付き添い、バスやタクシー等の公共交通機関を利用して移送中の気分の確認も含めたワクチン接種が行われる会場への外出介助を行った場合には、身体介護（所要時間に応じた介護報酬）を算定できる）。

また、これらを利用する場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることによりよい。

※参考

<（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護>

小規模多機能型居宅介護の訪問サービスには、いわゆる訪問介護の身体介護のうち通院・外出介助が含まれているため、小規模多機能型居宅介護事業所が居宅要介護（支援）者に対して接種会場への外出介助を行うことができる。

<定期巡回・随時対応型訪問介護看護と訪問介護（通院等乗降介助）の関係>

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、併せて訪問介護の通院等乗降介助を利用することができる。そのため、訪問介護事業所の訪問介護員等は自ら運転する車両を活用して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用する居宅要介護者に対して接種会場への移送に係る介助を行うことができる。